

質問第三四号

拉致問題対策本部事務局等の予算・決算に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十九年二月十七日

有田芳生

参議院議長 伊達忠一殿

拉致問題対策本部事務局等の予算・決算に関する質問主意書

安倍内閣の最重要課題である拉致問題解決への取組状況について、平成二十五年度から平成二十七年（以下「過去三年」とする）の拉致問題対策本部事務局及び拉致被害者等支援担当室関係予算・決算（以下「予算・決算」とする）に関し質問いたします。

一 過去三年の予算・決算の「（項）内閣官房共通費」について、大事項より下位の各事項ごとに、各年度の補正後予算額、決算額、不用額をそれぞれ明らかにして下さい。

二 過去三年の予算・決算の拉致問題対策本部経費について、非常勤職員手当、諸謝金、職員旅費、委員等旅費、外国人招へい旅費、庁費、拉致問題対策庁費に分け、各年度の補正後予算額、決算額、不用額をそれぞれ明らかにするとともに、職員旅費については、内国旅費、外国旅費別に明らかにして下さい。

三 前記二のうち、庁費について、使途及び目的を個別に分類して明らかにするとともに、各年度の補正後予算額、決算額、不用額をそれぞれ明らかにして下さい。

四 過去三年の予算・決算の「（項）内閣本府共通費」について、大事項より下位の各事項ごとに、各年度の補正後予算額、決算額、不用額をそれぞれ明らかにして下さい。

五 過去三年の予算・決算の拉致問題対策情報収集・分析経費について、諸謝金、職員旅費、委員等旅費、情報処理業務庁費、拉致問題対策庁費、拉致問題対策情報収集等活動費に分け、各年度の補正後予算額、決算額、不用額、予算執行率をそれぞれ明らかにするとともに、職員旅費については、内国旅費、外国旅費別に明らかにして下さい。

六 前記五のうち、拉致問題対策情報収集等活動費について、その使途、目的、活動成果、今後の課題、不用額発生事由につき、政府の見解を明らかにして下さい。

七 過去三年に、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（平成十八年法律第九十六号）第六条に基づき民間団体へ財政支援を行った実績について、相手方及び支援額を明らかにして下さい。

右質問する。